▼確定申告とは?

署に申告することです。 して翌年3月15日までに所轄の税務 の所得と、それに対する税額を計算 1日から12月31日までに得たすべて 所得税の確定申告とは、毎年1月

あります。 得税の精算手続きという意味合いも 合もありますので、確定申告には所 定納税という形で前払いしている場 収という形で納めている場合や、予 また、あらかじめ所得税を源泉徴

税の還付申告」、「所得税を納める申 **告」、「住民税の申告」**の3つに大き く分けられます。 町で受け付ける確定申告は「所得

益があります。必ず期限内に、正し 所得証明が発行できないほか、国民 をする必要があります。申告をしな 得税を納める申告」は必ず確定申告 く申告をしましょう。 付金などが受けられないなどの不利 健康保険税の軽減や各種の減免、給 と、延滞税や加算税が科せられます。 かったり、期限を過ぎて申告をする 確定申告の義務はありませんが「所 また「住民税の申告」をしないと、 「所得税の還付申告」については

◆確定申告が必要な方は? 次の事項に該当する方は、所得税

の確定申告が必要です。 ①事業所得(営業・農業など)や、

する方 ②給与所得があり、 不動産所得がある方 次の事項に該当

a給与収入金額が2千万円を超え

(b)給与のほかに収入がある

(C)給与を2カ所以上から受けてい て、年末調整をしていない給与

ある方 ③公的年金等の収入のほかに所得が (d)年の途中で退職したなどの理由 で年末調整をしていない

が必要となる場合があります。 ととされていますが、住民税の申告 は、所得税の確定申告を要さないこ 下でその他の所得が20万円以下の方 ※公的年金等の収入が400万円以

さい。 くは、申告会場でお問い合わせくだ 場合なども、申告が必要です。詳し また、源泉所得税の還付を受ける

⑤土地や建物、山林、株などの譲渡 など)、配当所得などの収入がある方 ④雑所得(個人年金や報酬など)や による所得がある方 一時所得(満期保険金や満期払戻金

⑦医療費控除などを申告する方 別控除)を初めて申告する方 ⑥住宅ローン控除(住宅借入金等特 次の事項に該当する方は、住民税

⑩町外に住んでいる方の被扶養者 の被扶養者にもなっていない方 者からの援助で生活をしていて、 ⑨自分自身には全く収入が無く、 所得がある方 ⑧障害年金や遺族年金など非課税の 他 誰

◆確定申告が不要な方は?

②年末調整済みの会社員などの被扶 養者(専業主婦や扶養家族など) 告による控除などが不要の方 ①勤め先で年末調整済みで、確定申 ◆確定申告書はどこに提出するの?

署に提出します。 所得税の確定申告書は、

盛岡税務

会場は大変混み合いますので、指定 の日時への来場にご協力ください。 確定申告書作成会場でも所得税の確 矢巾町に住んでいる方に限り、2月 定申告書を提出できます。期間中の 16日から3月15日の間のみ、役場の ただし、令和3年1月1日現在で

①所得を証明する書類 ◆確定申告に必要なものは?

(b)給与所得、公的年金などの収入、 (3)事業所得(営業・農業等)や不 明らかにする書類 細・領収書などの事業の収支を とその根拠となる帳簿・売上明 動産所得がある方…収支内訳書

d 原稿料や講演料などを受け取っ C個人年金収入がある方…支払金 分かるお知らせなど 額・必要経費・源泉徴収税額が 退職所得がある方…源泉徴収票

e 満期保険金などを受け取った方 た方…その支払調書などと必要

支払明細書など …総合課税対象額が記載された

の申告が必要です。

ffその他所得が分かる支払明細な

②控除を申告する項目の支払いなど を証明する書類

(4)社会保険料(国民年金や任意継

続、国保税など)の領収書

C障害者控除を申告する場合、障 害者手帳や障害者控除対象者認 地震保険料などの支払証明書

(b)生命保険料、個人年金保険料

は住宅ローン控除(住宅借入金等 2年目以降の場合、令和2年分 住宅取得資金に係る年末残高等 住宅借入金等特別控除申告書、 合、別途お問い合わせください。 特別控除)を新規に申告する場

e 医療費控除を申告する場合、「医療 ます。 課係の窓口で取得することができ 国税庁ホームページからダウン 書」と「一定の取り組みを行った さい。また、セルフメディケーショ 告についても、同様となります。 ます。領収書の提出では受け付け 費の明細書」の提出が必要となり ロードするか、役場1階税務課賦 が必要です。※明細書の用紙は、 ことを明らかにする書類」の提出 ルフメディケーション税制の明細 の医療費控除との選択適用)は、「セ ン税制の適用を受ける場合 (通常 え、明細書を作成し持参してくだ 支払いと給付の領収書を集計のう できません。令和元年分以前の申

①寄附金控除を申告する場合、寄 附した自治体、団体などから交 付を受けた寄附金の受領証など

④申告者名義の金融機関の通帳と通 ③はんこ(スタンプ印は不可)

⑤税務署から送付された申告書や所

び本人確認書類(フターをご覧くださ ⑦申告者のマイナンバーカードおよ ⑥過去2~3年の間に申告した方 は、その収支内訳書と申告書の控え 得計算用紙、はがきなど

確定申告書作成会場開設日

○会場:役場4階大会議室

		午前の部	午後の部
		8時30分~11時	1 時~ 3 時 30 分
2/16	(火)	白沢	白沢・桜屋
2/17	()K)	太 田	太田・岩清水
2/18	(木)	室岡	室岡・舘前
2/19	(金)	和味	南矢幅3区
2/22	(月)	南矢幅4区	南矢幅4区・6区
2/24	()K)	南矢幅2区	下 北
2/25	(*)	矢巾2区	煙山・下赤林
2/26	(金)	矢巾1区	広宮沢1区・城内
3/1	(月)	新田1区・2区	
3/2	(火)	南煙山	広宮沢2区・南矢幅7区
3/3	()K)	南昌	矢 次
3/4	(*)	上赤林・南矢幅5区	流通センター
3/5	(金)	土 橋	南矢幅1区
3/8	(月)	間野々	矢巾3区
3/9	(火)	西徳田 2 区	東徳田1区
3/10	()K)	西徳田 1 区	東徳田2区
3/11	(*)	藤沢	
3/12	(金)	高田3区	北郡山
3/15	(月)	高田 2 区	高田 1 区

◆所得税の申告をする方で平日の来場が困難な 方は、2月21日日・2月28日日にアイーナ会場を 利用してください。



盛岡税務署「アイーナ会場」

盛岡税務署では、令和2年分の所得税・贈与税・ 消費税・地方消費税の申告書作成会場を盛岡駅西 ロアイーナ7階に開設します。盛岡税務署内には 開設しておりませんのでご注意ください。

- ◆期間 2月8日別から3月15日別まで ※土・日、祝日を除く。ただし、2月21日回と2 月28日回に限り開設します。
- ◆時間 午前9時から午後4時まで

「障害者控除対象者認定書」 おむつ代医療費控除「確認書」 の発行について

①「障害者控除対象者認定書」

障害者手帳を持っていなくて も、介護保険の要介護認定を受 けていて一定の基準に該当する 方は、申請により町発行の「障 害者控除対象者認定書」の交付 を受けることができます (基準 について詳しくはお問い合わせ ください)。

②おむつ代の医療費控除 「確認書」の発行

(1)~(3)の要件をすべて満 たす方は、申請により、医師の 発行する「おむつ使用証明書」 の代わりに提出できる、町の「確 認書」の交付を受けることがで きます。

- (1) おむつ代の医療費控除を受 けるのが2年目以降
- (2) 要介護認定を受けている
- (3) 要介護認定の際に使用した 主治医の意見書により、寝たき り状態で尿失禁の可能性がある と認められている
- ①・②の発行・問い合わせ 介護保険被保険者証と印鑑をお 持ちの上、役場健康長寿課長 寿支援係(さわやかハウス内☎ 611-2830)でお手続きください。

▼問い合わせ 確定申告につい て詳しくは、盛岡税務署(☎ 622-6141)、役場税務課賦課 係(☎611-2522)まで。

または、国税庁ホー **回 () 回** ページ (QR コー **()** (QR コー ムページ (QR コー ド)をご覧ください。

